

# 市民委員会資料①

## 1 所管事務の調査（報告）

### (1) 「武蔵小杉駅周辺」の路上喫煙防止の重点区域変更（拡大）について

資料1 「武蔵小杉駅周辺」の路上喫煙防止及び散乱防止の重点区域変更（拡大）に関するパブリックコメント手続きの実施結果について

資料2 「武蔵小杉駅周辺」の路上喫煙防止及び散乱防止の重点区域

資料3 「武蔵小杉駅周辺」の路上喫煙防止及び散乱防止の重点区域変更（拡大）に対するパブリックコメント手続用資料

資料4 今後のスケジュール

市民・こども局

（平成26年1月22日）

## 「武蔵小杉駅周辺」の路上喫煙防止及び散乱防止の重点区域変更(拡大)に関するパブリックコメント手続きの実施結果について

### 1 概要

川崎市では、平成7年7月に地域の環境美化の促進を目的とした「川崎市飲料容器等の散乱(ポイ捨て)防止に関する条例」を、また、平成18年4月に市民等の身体及び財産の安全の確保を目的とした「川崎市路上喫煙の防止に関する条例」を施行しました。条例では、特に路上喫煙の防止及び飲料容器等の散乱を防止する必要があると認める主要駅周辺などを「重点区域」に指定し、路上喫煙防止及び飲料容器等の散乱防止に取り組んでいます。

平成26年3月に武蔵小杉駅南口地区西・東街区の整備が完了するため、武蔵小杉駅周辺の重点区域を変更(拡大)することにつきまして、パブリックコメントを実施しました。

その結果、35通(意見総数79件)の御意見をいただきましたので、その内容と市の考え方を次のとおり公表します。

### 2 意見募集の概要

題名	「武蔵小杉駅周辺」の路上喫煙防止及び散乱防止の重点区域変更(拡大)案について
意見の募集	平成25年10月15日(火)から 平成25年11月14日(木)まで
意見の提出方法	電子メール、郵送、持参、ファクシミリ
募集の周知方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市政だより</li> <li>・ 市ホームページ</li> <li>・ 各区役所市政資料コーナー</li> <li>・ かわさき情報プラザ(川崎市役所第3庁舎2階)</li> <li>・ 中原区役所</li> <li>・ 中原図書館</li> <li>・ 中原市民館</li> <li>・ 市民・こども局市民生活部地域安全推進課</li> <li>・ 環境局生活環境部減量推進課</li> </ul>

### 3 結果の概要

意見提出数(意見数)	35通(79件)
(内訳) 電子メール	25通(56件)
郵送	2通(3件)
持参	4通(12件)
ファクシミリ	4通(8件)

#### 4 意見の内容と対応

パブリックコメント手続きの結果、重点区域変更（拡大）に賛同する御意見や各条例に対する要望等、多くの御意見をいただきました。重点区域変更（拡大）案については、JR武蔵小杉駅横須賀線口から中原消防署に抜ける道路等及び、既存重点区域間を結ぶ東急線武蔵小杉駅南口から府中街道までの道路について御意見があり、通勤時間帯の歩行者も多く周辺での路上喫煙やポイ捨て等を防止する必要があることから、御意見を反映し、当該区域を追加します。（資料2「武蔵小杉駅周辺」の路上喫煙防止及び散乱防止の重点区域 参照）

##### 【御意見に対する対応区分】

- A：御意見を踏まえ、重点区域変更（拡大）案に反映させるもの
- B：御意見の趣旨が重点区域変更（拡大）案に沿った意見であり、御意見の趣旨を踏まえ取組を推進するもの
- C：今後の施策を推進する中で、御意見の趣旨を踏まえ参考とするもの
- D：施策に関する要望の御意見であり、施策内容を説明するもの
- E：その他

##### 【御意見の件数と対応区分】

項目	A	B	C	D	E	計
(1) 武蔵小杉駅周辺の重点区域変更(拡大)等に関する意見	7	20	20			47
(2) 重点区域における指定喫煙場所に関する意見		3		7		10
(3) 路上喫煙防止対策及び飲料容器等の散乱防止対策に関する意見		1		19		20
(4) その他の意見					2	2
合計	7	24	20	26	2	79

具体的な御意見の内容と市の考え方については、次ページ以降を御参照ください。

## 5 具体的な御意見の内容と市の考え方

### (1) 武蔵小杉駅周辺の重点区域変更（拡大）等に関する意見

No.	意見の要旨	意見に対する市の考え方	区分
1	武蔵小杉駅周辺の重点区域変更（拡大）案に賛同。（16件）	武蔵小杉駅周辺の重点区域変更（拡大）により、当該地域における路上喫煙防止対策及び散乱防止対策を推進していきます。	B
2	重点区域変更（拡大）案に隣接する場所・道路等も重点区域に指定してほしい。（7件） <ul style="list-style-type: none"> <li>・ J R武蔵小杉駅横須賀線口から新幹線高架下にある保育園沿いに西側へ中原消防署に抜ける道路等</li> <li>・ 東急線武蔵小杉駅南口から東急線沿いに府中街道へ続く道路</li> </ul>	重点区域の指定は、重点的、集中的かつきめ細かく対策を講じ意識啓発を行うため、人通りの多い、主にターミナル駅の駅前広場を起点とした主要道路及びこれらと接続した公共的施設、商店街等への道路等を指定しております。  御意見のありました区域につきましては、モール化されていない箇所があることや、隣接する主要道路と比較して、幅員が狭いことなどから、重点区域変更（拡大）案には含めておりませんでした。平日の通勤時間帯等の通行量などを調査したところ、主要道路と比べても相当量の人通りがあり、重点区域変更（拡大）案と既存の重点区域をつなぐ道路で土地所有者の同意も得られたことなどから、御意見の趣旨に沿い、重点区域変更（拡大）案に反映しました。	A

No.	意見の要旨	意見に対する市の考え方	区分
3	<p>重点区域変更（拡大）案に接する公開空地进行重点区域に指定してほしい。（8件）</p>	<p>重点区域の指定は、重点的、集中的かつきめ細かく対策を講じ意識啓発を行うため、人通りの多い、主にターミナル駅の駅前広場を起点とした主要道路及びこれらと接続した公共的施設、商店街等への道路等を指定しております。</p> <p>この道路等とは、道路、駅前広場、歩道（公道）と一体化した空地などのその他一般交通の用に供する場所であり、そのような場所であれば、重点区域となります。</p> <p>上記以外の公開空地についても、御意見の趣旨を踏まえ、指導員による巡回活動のほか、啓発及び清掃キャンペーンやのぼり旗等の広報活動を実施し、マナー意識の向上と地域環境美化の促進に努めてまいります。</p>	C
4	<p>重点区域変更（拡大）案に隣接する場所・道路等を重点区域に指定してほしい。（8件）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・東急線武蔵小杉駅東側に整備中の駅前広場北側のオフィスビルから綱島街道までの道路及び途中北側に新丸子東地下通路に向かう道路等。</li> <li>・東急線武蔵小杉駅東側に整備中の駅前広場東側の商業施設駐車場横から中原消防署前の交差点に続く広場状空地等</li> </ul>	<p>重点区域の指定は、重点的、集中的かつきめ細かく対策を講じ意識啓発を行うため、人通りの多い、駅前広場を起点とした主要道路及びこれらと接続した公共的施設、商店街等への道路等を指定しております。</p> <p>御意見のありました区域につきましては、路上喫煙防止に関する条例の趣旨が「(火からの) 安全の確保」の観点から制定されていることから、通行量や現状等を総合的に勘案し、重点区域としての指定は行いませんが、御意見の趣旨を踏まえ、指導員による巡回活動のほか、啓発及び清掃キャンペーンやのぼり旗等の広報活動を実施し、マナー意識の向上と地域環境美化の促進に努めてまいります。</p>	C

No.	意見の要旨	意見に対する市の考え方	区分
5	生涯学習プラザの利用者がプラザ周辺で喫煙をしている。近隣の公園も喫煙者が多い。生涯学習プラザ周辺も重点区域に指定してほしい。	今回の重点区域変更（拡大）は、武蔵小杉駅南口地区西・東街区の整備を受けて同エリア内にて変更（拡大）を行うものですので、御意見のありました区域の指定は行いませんが、御意見の趣旨を踏まえ、生涯学習プラザ周辺の駅や重点区域において巡回活動を行うほか、啓発キャンペーンやのぼり旗等の広報活動を実施するなど、マナー意識の向上に努めてまいります。 また、生涯学習プラザにおいては、館内及び敷地内での禁煙を実施しておりますが、今後、施設利用者の皆様へ、近隣住民の皆様へも配慮していただくよう、働きかけてまいります。	C
6	東急線武蔵小杉駅正面口からJR武蔵小杉駅横須賀線口へ続く地域では、統一した景観になっている点に配慮した標示板を設置してほしい。（4件）	重点区域変更（拡大）にかかわる標示板につきましては、周囲の景観等に配慮しながら、適宜設置してまいります。	B
7	重点区域変更（拡大）にあたり、住民組織等で行っている禁煙掲示等の広報の強化を予定しているため、「川崎市と協働した取組である」趣旨を公示してほしい。（3件）	今回の重点区域変更（拡大）にあたり、川崎市路上喫煙防止条例施行規則第2条に基づいた標識を適宜設置してまいります。また、それ以外の標示・標識や清掃活動等の広報啓発活動につきましては、周辺の事業者や住民組織団体等、地域の皆様との連携を図りながら検討してまいります。	C

(2) 重点区域における指定喫煙場所に関する意見

No.	意見の要旨	意見に対する市の考え方	区分
8	<p>JR 武蔵小杉駅横須賀線口のそばに指定喫煙場所を設置しないでほしいが、設置が避けられない場合は、室内型にする等、周辺への十分な配慮と対策をお願いしたい。(3件)</p>	<p>本条例は、道路や駅前広場などでの喫煙が周囲の歩行者にやけどを負わせたり、衣類などに焼け焦げをつけたりするおそれがあることから、他の歩行者に対して危険となる行為を防止し、歩行者の安全を確保することを目的として制定しています。</p> <p>重点区域内の指定喫煙場所は、喫煙者を一定の場所に誘導することにより、歩行者が前述の危険を回避することを目的としています。道路状況等により室内型の喫煙場所の設置はできませんが、設置にあたっては、駅前広場内の歩行者動線から外れた場所に設置するとともに、タバコの煙による不快感を軽減するためのパーティション等を設置します。</p>	D
9	<p>マナーを守る喫煙者もいる。喫煙者、非喫煙者双方に配慮した指定喫煙場所を設置してほしい。(2件)</p>	<p>指定喫煙場所については、重点区域内での喫煙を制限する一方で、マナーを守って喫煙されている方々への配慮も必要と考え、喫煙者、非喫煙者双方に配慮した形での設置を行うものです。設置にあたっては、重点区域内の歩行者動線から外れた場所に設置するとともに、パーティション等を設置し、指定喫煙場所の利用者が喫煙場所の外に広がることを防止し、タバコの煙による不快感の軽減を図ります。</p>	B
10	<p>指定喫煙場所は、室内型など通路と完全に分離した形とし、市による適切な管理をお願いしたい。(2件)</p>	<p>指定喫煙場所につきましては、各駅前広場内の歩行者動線から外れた場所に設置してまいります。なお、道路状況等により室内型の喫煙場所の設置はできませんが、利用者が喫煙場所の外に広がることを防止し、タバコの煙による不快感を軽減するため、パーティション等を設置します。</p>	D

No.	意見の要旨	意見に対する市の考え方	区分
11	<p>J R武蔵小杉駅北口の既存重点区域にある指定喫煙場所は受動喫煙が避けられない。見直しや撤去を検討してほしい。</p>	<p>本条例は、道路や駅前広場などでの喫煙が周囲の歩行者にやけどを負わせたり、衣類などに焼け焦げをつけたりするおそれがあることから、他の歩行者に対して危険となる行為を防止し、歩行者の安全を確保することを目的に制定しています。</p> <p>重点区域内の指定喫煙場所は、喫煙者を一定の場所に誘導することにより、歩行者が前述の危険を回避することを目的としておりますので、パーティションを設置した他、指導員の巡回活動を行い指定喫煙所内での喫煙を促しております。今後も、受動喫煙にも配慮した対策を行ってまいります。</p>	D
12	<p>指定喫煙場所及びその周囲における喫煙者のマナーの向上に努めてほしい。</p>	<p>今後も重点区域を中心とした巡回活動により広報啓発活動を継続していくほか、指定喫煙場所付近におきましても、はみ出での喫煙やポイ捨て等がないよう、注意・指導を行ってまいります。</p>	B
13	<p>東急線武蔵小杉駅前の商業施設に来店する客が喫煙をしている。区域を全面禁煙にしてほしい。</p>	<p>本市としましては、民間事業者等に、その敷地内での喫煙を規制することはできませんが、周辺での巡回活動を継続して行い、店舗付近の公道等での喫煙がある場合は、喫煙者及びその事業者に対して注意、指導を行うとともに、指定喫煙場所の利用を促してまいります。</p>	D

(3) 路上喫煙防止対策及び飲料容器等の散乱防止対策に関する意見

No.	意見の要旨	意見に対する市の考え方	区分
14	重点区域内での違反者には罰則を適用してほしい。(4件)	条例の趣旨は、過料徴収が目的ではなく、目的達成の手段と考えていることから、違反者に対しては、まず注意・指導を行い、路上喫煙及びポイ捨て行為を止めさせることが重要と考えています。 なお、注意・指導を行っても、それに従わない悪質な違反者に対して罰則を適用し過料を徴収します。	D
15	取り締まりを強化する体制を整えてほしい。(9件)	指導員による効果的な巡回活動を実施するとともに、定期的なキャンペーンなど広報・啓発活動を継続して実施していきます。	D
16	路上喫煙やポイ捨てを防止するため、巡回活動の委託化や、ボランティアの活用等、効果的な手法を導入してほしい。(4件)	指導員による重点区域を中心とした効果的な巡回活動を今後も継続して実施していきます。また、現在も、重点区域を中心に、近隣の事業者や住民組織団体等と連携した定期的なキャンペーン活動や、ボランティアの方々にも協力いただいで清掃活動等を実施しておりますので、今後も連携を図りながら普及啓発に取り組んでまいります。	D
17	路上喫煙禁止の標示や罰則の警告を、地面や路上看板などで大きく効果的に設置してほしい。	路上喫煙防止を広報啓発するため、標識や路面標示の他、のぼり旗等を重点区域内の効果的な場所に設置してまいります。	B
18	商店街などに設置している灰皿は撤去してほしい。行政の対処が不足している。	本市としましては、民間事業者の敷地内にある灰皿の撤去を強制することはできませんが、公道にはみ出しての設置や喫煙がある場合につきましては、設置者に対して撤去や移動等の対応を要請してまいります。	D
19	公園でのたばこの吸い殻、ゴミのポイ捨てが目にする。	重点区域を中心とした巡回活動により広報啓発活動を継続していくほか、公園管理者と連携を図りながら、環境美化に努めてまいります。	D

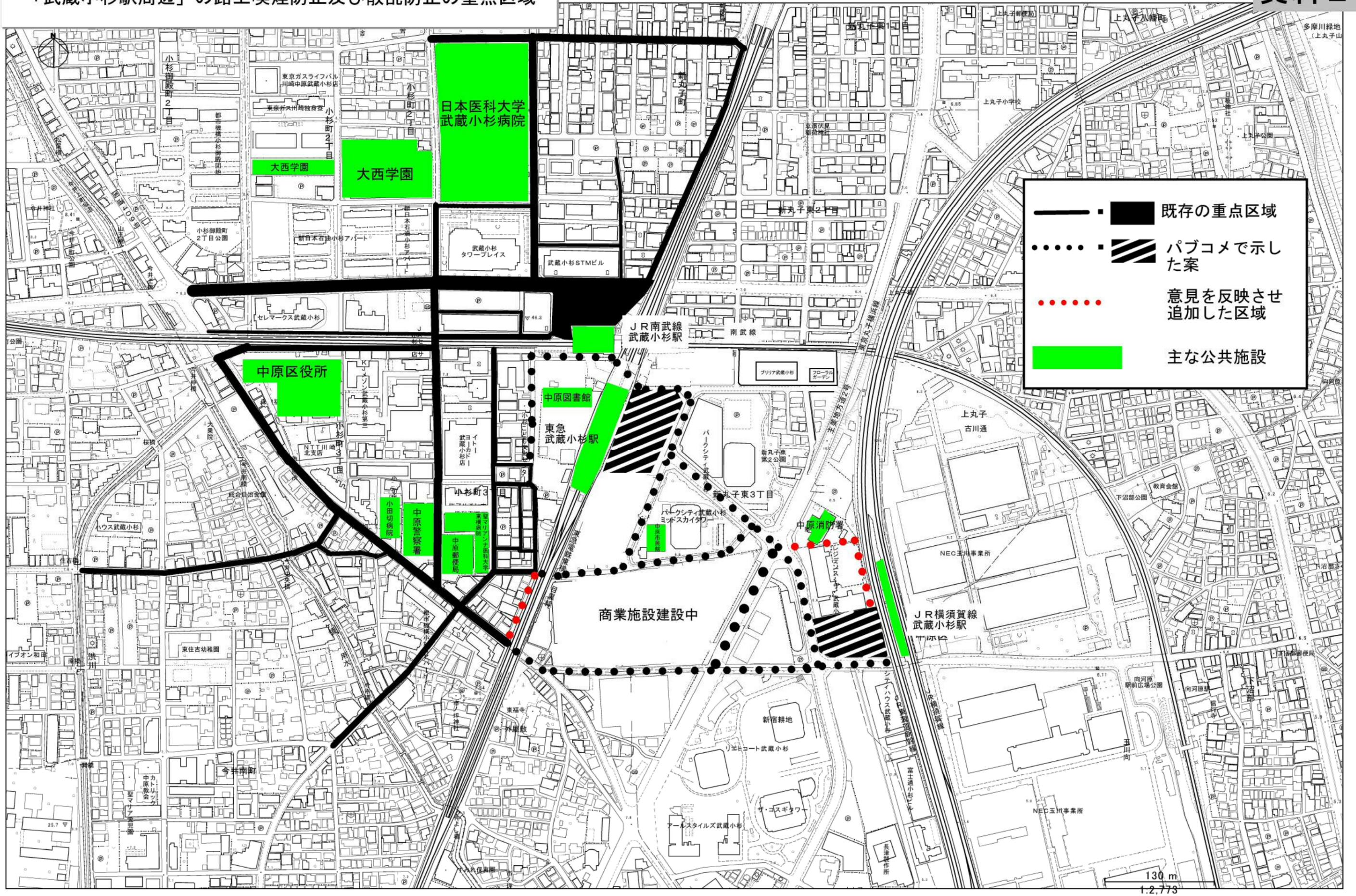
#### (4) その他の意見

No.	意見の要旨	意見に対する市の考え方	区分
20	公共の場や飲食店での禁煙も実現して欲しい。(2件)	本条例は、道路や駅前広場などでの喫煙から周囲の歩行者の安全を確保することを目的としておりますので、本条例の対象範囲とは異なる御意見ですが、公共の場及び飲食店での受動喫煙対策としては、平成15年に施行された「健康増進法」及び平成22年4月に施行された「神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例」に基づき、飲食店を含む屋内及びこれに準ずる公共的空間において、受動喫煙防止対策を実施するよう普及啓発を行っています。	E

No.	意見の要旨	意見に対する市の考え方	区分
11	<p>J R武蔵小杉駅北口の既存重点区域にある指定喫煙場所は受動喫煙が避けられない。見直しや撤去を検討してほしい。</p>	<p>本条例は、道路や駅前広場などでの喫煙が周囲の歩行者にやけどを負わせたり、衣類などに焼け焦げをつけたりするおそれがあることから、他の歩行者に対して危険となる行為を防止し、歩行者の安全を確保することを目的に制定しています。</p> <p>重点区域内の指定喫煙場所は、喫煙者を一定の場所に誘導することにより、歩行者が前述の危険を回避することを目的としておりますので、パーティションを設置した他、指導員の巡回活動を行い指定喫煙場所内での喫煙を促しております。今後も、受動喫煙にも配慮した対策を行ってまいります。</p>	D
12	<p>指定喫煙場所及びその周囲における喫煙者のマナーの向上に努めてほしい。</p>	<p>今後も重点区域を中心とした巡回活動により広報啓発活動を継続していくほか、指定喫煙場所付近におきましても、はみ出での喫煙やポイ捨て等がないよう、注意・指導を行ってまいります。</p>	B
13	<p>東急線武蔵小杉駅前の商業施設に来店する客が喫煙をしている。区域を全面禁煙にしてほしい。</p>	<p>本市としましては、民間事業者等に、その敷地内での喫煙を規制することはできませんが、周辺での巡回活動を継続して行い、店舗付近の公道等での喫煙がある場合は、喫煙者及びその事業者に対して注意・指導を行うとともに、指定喫煙場所の利用を促してまいります。</p>	D

(3) 路上喫煙防止対策及び飲料容器等の散乱防止対策に関する意見

No.	意見の要旨	意見に対する市の考え方	区分
14	重点区域内での違反者には罰則を適用してほしい。(4件)	条例の趣旨は、過料徴収が目的ではなく、目的達成の手段と考えていることから、違反者に対しては、まず注意・指導を行い、路上喫煙及びポイ捨て行為を止めさせることが重要と考えています。 なお、注意・指導を行っても、それに従わない悪質な違反者に対して罰則を適用し過料を徴収します。	D
15	取り締まりを強化する体制を整えてほしい。(9件)	指導員による効果的な巡回活動を実施するとともに、定期的なキャンペーンなど広報啓発活動を継続して実施していきます。	D
16	路上喫煙やポイ捨てを防止するため、巡回活動の委託化や、ボランティアの活用等、効果的な手法を導入してほしい。(4件)	指導員による重点区域を中心とした効果的な巡回活動を今後も継続して実施していきます。また、現在も、重点区域を中心に、近隣の事業者や住民組織団体等と連携した定期的なキャンペーン活動や、ボランティアの方々にも協力いただいで清掃活動等を実施しておりますので、今後も連携を図りながら普及啓発に取り組んでまいります。	D
17	路上喫煙禁止の標示や罰則の警告を、地面や路上看板などで大きく効果的に設置してほしい。	路上喫煙防止を広報啓発するため、標識や路面標示の他、のぼり旗等を重点区域内の効果的な場所に設置してまいります。	B
18	商店街などに設置している灰皿は撤去してほしい。行政の対処が不足している。	本市としましては、民間事業者の敷地内にある灰皿の撤去を強制することはできませんが、公道にはみ出しての設置や喫煙がある場合につきましては、設置者に対して撤去や移動等の対応を要請してまいります。	D
19	公園でのたばこの吸い殻、ゴミのポイ捨てが目にする。	重点区域を中心とした巡回活動により広報啓発活動を継続していくほか、公園管理者と連携を図りながら、環境美化に努めてまいります。	D



	既存の重点区域
	パブコメで示した案
	意見を反映させ追加した区域
	主な公共施設

商業施設建設中

130 m  
1:2,773

## 「武蔵小杉駅周辺」の路上喫煙防止及び散乱防止の重点区域変更（拡大）案についてご意見をお寄せください

川崎市では、平成7年7月に地域の環境美化の促進を目的とした「川崎市飲料容器等の散乱（ポイ捨て）防止に関する条例」を、また、平成18年4月に市民等の身体及び財産の安全の確保を目的とした「川崎市路上喫煙の防止に関する条例」を施行しました。条例では、特に路上喫煙の防止及び飲料容器等の散乱を防止する必要があると認める主要駅周辺などを「重点区域」に指定し、路上喫煙防止及び飲料容器等の散乱防止に取り組んでいます。

平成26年3月に武蔵小杉駅南口地区西・東街区の整備が完了するため、武蔵小杉駅周辺の重点区域を変更（拡大）し、当該地域における路上喫煙防止及び飲料容器等の散乱防止の取組を推進してまいりますので、別紙重点区域変更（拡大）案について皆様のご意見をお寄せください。

### 1 意見募集の期間

平成25（2013）年10月15日（火）～11月14日（木）

※郵送の場合は当日消印有効です。

### 2 意見の提出方法

次のいずれかの方法により、住所、氏名（団体の場合は、名称及び代表者の氏名）及び連絡先を明記の上、別紙意見書を用いて、市民・こども局市民生活部地域安全推進課または環境局生活環境部減量推進課あてにご意見をお寄せください。

- (1) 電子メール (<http://www.city.kawasaki.jp/shisei/category/50-10-0-0-0-0-0-0-0-0.html>)  
川崎市ホームページの『パブリックコメント手続』のページへアクセスし、手続に従ってご意見を提出してください。
- (2) 郵送・持参  
〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地  
・川崎市市民・こども局市民生活部地域安全推進課あて（JAセレスみなみビル5階）  
・川崎市環境局生活環境部減量推進課あて（川崎市役所第3庁舎16階）
- (3) ファクシミリ  
FAX 番号 044-200-3869（市民・こども局市民生活部地域安全推進課）  
044-200-3923（環境局生活環境部減量推進課）

#### 《注意事項》

- ・ご意見に対する個別回答はいたしませんので、ご了承ください。
- ・記載いただきました個人情報については、提出されたご意見の内容を確認する場合に利用します。また、個人情報は川崎市個人情報保護条例に基づき厳重に保護・管理されます。
- ・ご意見などの概要を公表する際は、個人情報は公開いたしません。
- ・電話や口頭でのご意見の提出は、ご遠慮願います。

### 3 その他

お寄せいただいたご意見の内容とそれに対する市の考え方と対応について取りまとめを行い、ホームページで公表します。

### 4 問い合わせ先

- ・路上喫煙防止について : 市民・こども局市民生活部地域安全推進課  
電話 044-200-2284/FAX 044-200-3869
- ・飲料容器等の散乱防止について : 環境局生活環境部減量推進課  
電話 044-200-2580/FAX 044-200-3923

## 1 条例の概要

■川崎市飲料容器等の散乱防止に関する条例（通称：ポイ捨て禁止条例）【平成7年7月1日施行】

■川崎市路上喫煙の防止に関する条例（通称：路上喫煙防止条例）【平成18年4月1日施行】

### 条例のポイント

○ポイ捨て禁止条例：地域の環境美化の促進を目的として制定しました

○路上喫煙防止条例：歩行者の安全確保を目的として制定しました

○路上喫煙防止及び散乱防止の重点区域を指定します

特に「路上喫煙を防止する」「散乱を防止する」必要があると認める主要駅周辺などを「路上喫煙防止重点区域」「散乱防止重点区域」に指定します。

現在、川崎駅周辺、武蔵小杉駅周辺、武蔵溝ノ口駅周辺、鷺沼駅周辺、登戸・向ヶ丘遊園駅周辺及び新百合ヶ丘駅周辺を重点区域として指定しています。

○条例には罰則を定めています

「路上喫煙防止重点区域」で路上喫煙をすると、2,000円の過料に処せられます（指定喫煙場所を除く）。

「散乱防止重点区域」でポイ捨てをすると、2,000円の過料に処せられます。

## 2 重点区域指定の考え方

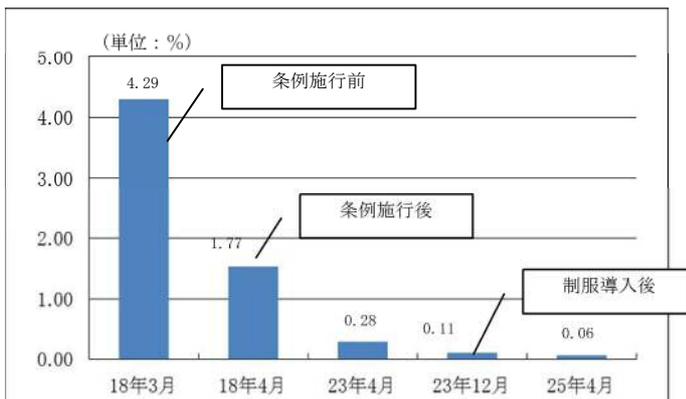
駅前広場を起点とした主要道路や公共的施設、商店街等を結ぶ道路を重点区域として指定します。

重点区域については、人の往来が多い区域を指定することで、重点的、集中的かつきめ細かな普及啓発を行うことができ、条例の周知・PR等の効果が図れます。

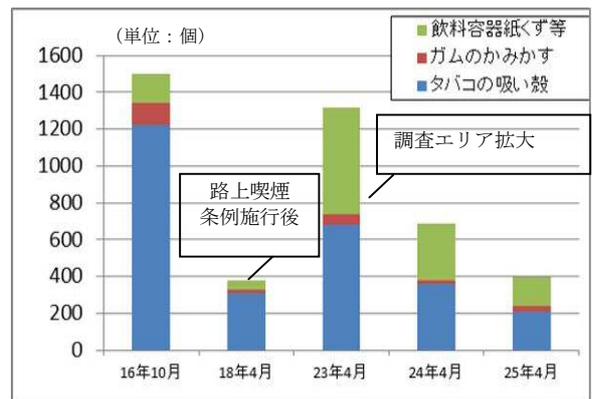
## 3 重点区域指定による効果

歩行者に占める喫煙者の割合及び散乱状況は、条例施行前と比較すると、条例施行後、制服導入後と対策の強化を図るごとに減少しており、一定の効果が現れています。散乱物についても減少しています。

（参考）○川崎駅周辺の歩行者に占める喫煙者の割合  
（午前8～9時の定点観測値）



（参考）○川崎駅周辺の散乱物調査結果  
（15時～17時の定点観測値）



## 4 重点区域変更(拡大)の目的

安全で快適なまちづくりを目指すため、武蔵小杉駅周辺の路上喫煙防止及び散乱防止の重点区域について、変更（拡大）し、当該地域における路上喫煙防止・飲料容器等の散乱防止の取組を推進します。

### 重点区域指定の背景

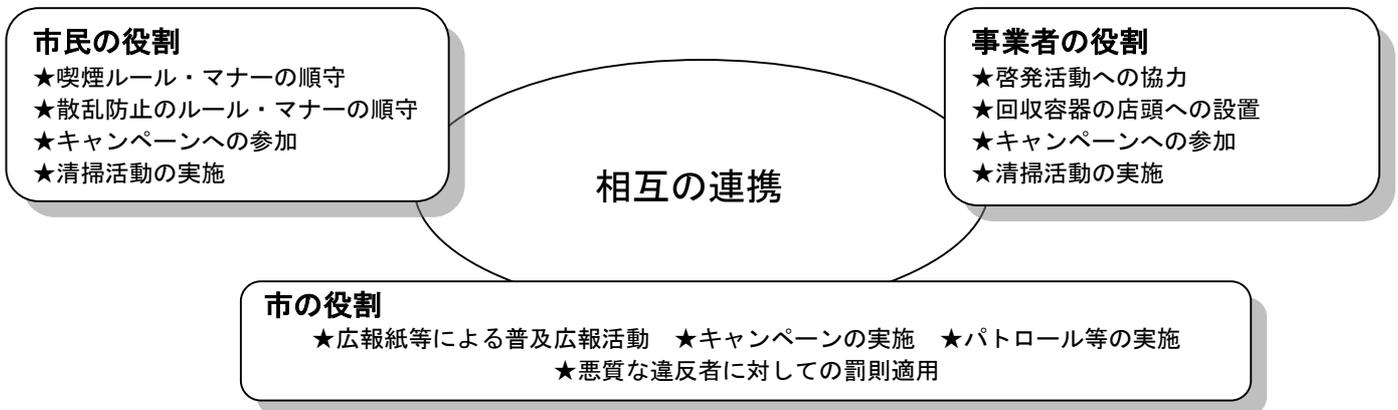
現在、川崎駅周辺（川崎区・幸区）、武蔵小杉駅周辺（中原区）、武蔵溝ノ口駅周辺（高津区）、鷺沼駅周辺（宮前区）、登戸・向ヶ丘遊園駅周辺（多摩区）及び新百合ヶ丘駅周辺（麻生区）を重点区域として指定しています。武蔵小杉駅周辺の整備が、平成26年3月で一定程度完了することから、同駅周辺の重点区域の変更（拡大）を行います。

武蔵小杉駅周辺の路上喫煙防止及び散乱防止の重点区域の変更（拡大）案については別図をご覧ください。

なお、喫煙者にルール・マナーを順守していただき、条例の実効性を確保するため、変更（拡大）する重点区域内に、指定喫煙場所を設置する予定です。

## 5 今後の取組

路上喫煙防止・散乱防止の取組を具体的に推進していくためには、市民の皆様、事業者の皆様と協働して、取り組んでいく必要があります。



### ■主な普及広報活動

市政だよりをはじめ、固定式標示板等の設置、ポスターの掲出、路上喫煙防止及びポイ捨て禁止等啓発キャンペーンなどを通して、武蔵小杉駅周辺の路上喫煙防止及び散乱防止の重点区域指定に係る普及広報活動を行っていきます。

### ■今後の体制

変更（拡大）後も、駅頭でのキャンペーンをはじめ、定期的に指導員が巡回し、路上喫煙者及びポイ捨て行為者に対する注意・指導を行います。

### ■重点区域指定施行日（予定）

平成26年3月1日（平成26年2月1日告示）



標識



路面標示



今後のスケジュール

	平成25年度			平成26年度以降
	1月	2月	3月	
関係者との調整	<ul style="list-style-type: none"> <li>●関係者会議の開催 (1月28日)                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・パブリックコメント結果</li> <li>・町内会関係</li> <li>・商店会関係</li> <li>・大規模事業者等</li> </ul> </li> </ul>			武蔵小杉駅南口地区 西・東街区 整備完了  路上喫煙防止・散乱防止対策の継続実施  他の重点区域周辺の整備状況等を踏まえ区域変更の検討(鹿島田・新川崎/武蔵溝ノ口/登戸)
庁内調整	<ul style="list-style-type: none"> <li>●政策調整会議 (1月17日)</li> </ul>	1月31日重点区域変更(拡大)告示  指定喫煙場所・標識等の設置	3月1日重点区域変更(拡大)施行	
市民意見等手続 (パブリックコメント等)	法制課協議告示起案  意見公表			
議会対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>●委員会 (市民・環境) 中原区選出議員への情報提供 (1月22日)</li> </ul>			
報道対応 広報関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>●報道機関へ資料投げ込み (1月下旬)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●広報啓発等                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・キャンペーンの継続実施</li> <li>・啓発グッズの配布</li> <li>・市政だより掲載※全市版 (2/1号)</li> <li>・ポスターの掲出 (市バス他)</li> <li>・リーフレットの配布</li> </ul> </li> </ul>		